

1 M&A概観

弁護士 加守田 枝里

Q1-1 M&Aとは

M&Aとはどういったものですか。

A1-1

M&Aとは、直訳すると合併と買収ですが、これらには限りません。

近年の例では、住友ゴム工業とダンロップスポーツとの合併などがあります。

解説

1 M&Aの方法としては様々な形態があり、いかなる形態を含むかは、論者により異なるが、一般的には、事業譲渡、合併、会社分割、株式譲渡、株式交換等を意味することが多い(なお、後に紹介する中小企業庁「中小企業白書2018」(以下、「白書」という。)におけるM&Aの内容は、注3を参照。)。これら形態の詳細については、Q1-4で述べる。

2 住友ゴム工業株式会社とダンロップスポーツ株式会社は、2018年1月、前者を吸収合併存続会社、後者を吸収合併消滅会社として、吸収合併を行った。

スポーツ事業を統合しグローバル展開を加速させることや、住友ゴムのもつ資金力や材料・研究部門の経営資源とダンロップスポーツの持つスポーツ事業に精通した人材と経営資源を「DUNLOP」ブランドの価値向上及びスポーツ事業拡大のために活用することを目的とする¹。

Q1-2 M&Aの増加

M&Aが増加していると聞きますが、それはなぜですか。

A1-2

中小企業²では、事業の拡大、あるいは、経営の引継ぎ等の手段として、M&Aの実施が増加しています。

解説

1 白書によると、日本企業のM&A³の件数は、近年増加が続いており、2017年に3000件を超え、過去最高となっている(ただし、公表されている件数に限る。)⁴。中小企業において、他社の買収を実施す

る企業が増えているようである⁵。

2 白書によると、M&Aの実施目的として、買い手企業においては、売上・市場シェアの拡大や、事業エリアの拡大を挙げるものが多い。一方、売り手企業の目的としては、事業の承継が最も多く、特に経営者が60歳代や70歳以上の場合に、同目的の割合が高くなっている⁶。

3 近年、中小企業においては、次のような経営課題がある。すなわち、①人手不足や設備の老朽化、②人口減少に伴う顧客の減少、③グローバル化や技術革新による経営環境の変化、これらに加えて、④経営者の高齢化と跡継ぎの不存在などが挙げられる⁷。

このような現状において、売上・市場シェアや事業エリアを拡大させ、売上げを向上させることで、上記①～③の課題を解決するための方策として、あるいは、事業を買い手企業に承継させることで、上記①～④の課題を解決するための方策として、M&Aを選択する企業が増加している。

Q1-3 M&Aの活用例

M&Aの活用例を教えてください。

A1-3

例えば、染料メーカーA社が、これまでとは異なる事業分野へ手を広げ売上げを上げることができないかにつき検討していたところ、A社が以前より小分け包装を外注していたB社が、経営者の高齢化により事業を縮小するため、小分け包装事業からの撤退を検討することになったという場合に、B社がA社に対して、小分け包装の事業を譲渡するという形でM&Aを行うケースが挙げられます(なお、これは架空の事例です)。

解説

この場合、A社にはこれまでと異なる事業分野へ拡大し売上げを上げたいという目的があり、B社には小分け包装事業を手放したいという意向がある。

当該事業譲渡を行うことによって、A社は、上記目的を達成することができる。その上、一から新しい事業を始める場合と比べ、B社の取引先やノウハウを引き継ぐことができ、それまでのB社における実績があるため、取引先からの信頼が厚く、A社が新たにその事業を始める場合と比べてリスクが低い。

他方、B社は、当該事業譲渡を行うことにより、その従業員や設備等をA社に引き継ぐことができる。

Q1-4

M&Aの形態の特徴はどんなものがありますか。

A1-4

事業譲渡、合併、会社分割の特徴は、下記解説のとおりです。

解説

1 事業譲渡とは、株式会社が事業を取引行為として他に譲渡する行為である⁸。後述する会社分割等の会社法上の組織再編行為と異なり、事業譲渡においては、譲渡の対象となる資産や負債等が、契約に基づく取引行為として、個別の移転手続を経て移転・承継される点に特徴がある。

事業譲渡のメリットとしては、承継対象とする資産・負債等を選別することができるという点が挙げられる。そのほか、会社分割(後述)と比較すると、会社法上必要とされる手続が簡易であるという点や、労働契約承継法の適用がないため労働契約の承継に関して予測可能性が確保されているという点等もある。

2 合併とは、2つ以上の会社が契約を締結して行う行為であって、当事会社の一部または全部が解散し、解散会社の権利義務の全部が清算手続を経ることなく存続会社または新設会社に一般承継される効果を持つものである⁹。なお、吸収合併と新設合併とがあるが、実務上、合併として利用されるのは吸収合併がほとんどである¹⁰。吸収合併は、消滅会社の法人格の消滅及び存続会社によるその権利義務の包括承継という効果を有することから、1つの法人格の下、統一的な諸制度の整備や、重複する部署のリストラクチャリング等を通じて、統合によるシナジーが大きいと判断される場合に選択される方法といえる¹¹。

3 会社分割とは、株式会社又は合同会社が、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社または分割により設立する会社に承継させることを目的とする会社の行為である¹²。吸収分割と、新設分割とがある。会社分割は、分割の対象とされた権利義務について、個別の承継であれば必要とされる個々の権利義務の移転に関する手続を要することなく、法律上の効果として、承継会社又は新設会社に包括的に承継されるという特徴がある。

事業譲渡と比較すると、会社分割には上記1記載の点でデメリットがある反面、原則として債権者、契約の相手方や労働者の個別の同意なくして、債

務、契約上の地位及び労働契約を承継させることができるため、債権者が多数に上る場合などは、事業譲渡の方法を選択するよりも事務手続上の負担が小さくすむと考えられる。

- 4 その他、株式譲渡、株式移転等については、Q2を参照されたい。
- 5 いかなる場合にどの形態が最も適しているかは、事案に即した専門的な判断が必要となるため、弁護士をはじめとする士業専門家等への相談が勧められる。

- 1 住友ゴム工業株式会社ホームページ「当社と住友ゴムの合併について」
(https://www.srigroup.co.jp/newsrelease/2017/sp/2017_p28.html)
- 住友ゴム工業株式会社ホームページ「住友ゴム工業株式会社及びダンロップスポーツ株式会社並びに住友ゴム工業株式会社及びダンロップインターナショナル株式会社の合併契約締結による住友ゴムグループのスポーツ事業統合に関するお知らせ」
(https://www.srigroup.co.jp/data/open/cnt/3/1620/1/2017_084_01.pdf)
- 2 中小企業の定義は、中小企業基本法の定義による。
- 3 白書では、M&Aを「株式譲渡」、「事業譲渡」、「合併(吸収合併)」、「会社分割(吸収分割)」を指すとしている。
- 4 白書306頁。株式会社レコフデータ調べ。
- 5 白書308頁によると、買取によって子会社を増加させた企業数は、2006年を100と指数化すると、2017年は、大企業は89.4であるのに対し、中小企業は179.5とされている(経済産業省「企業活動基本調査」を再編加工し指数化されたデータより)。
- 6 白書312頁以下。三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「成長に向けた企業間連携等に関する調査」調べ。当該調査は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が、2017年11月に、中小企業30,000社を対象に実施したアンケート調査(回収率14.9%)である。当該調査では、サービス業で売上高5億円以上、その他業種で売上高10億円以上のものを対象としている。
- 7 白書291頁以下
- 8 江頭憲治郎『株式会社法〔第7版〕』(有斐閣、2017年)958頁
- 9 江頭・前掲注8 851頁
- 10 柴田義人ほか編『M&A実務の基礎〔第2版〕』(商事法務、2018年)297頁
- 11 柴田・前掲注10 300頁
- 12 江頭・前掲注8 897頁

参考文献

- ・「中小企業白書2018」中小企業庁ホームページ
(http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H30/PDF/h30_pdf_mokujityuu.htm)より
- ・江頭憲治郎『株式会社法〔第7版〕』(有斐閣、2017年)
- ・柴田義人ほか編『M&A実務の基礎〔第2版〕』(商事法務、2018年)
- ・シティユーワ法律事務所編『コンパクト解説会社法5 組織再編』(商事法務、2016年)